

電気通信事業法施行規則等の一部改正に係る省令案等のうち、第二種指定電気通信設備との接続に係る事項<sup>(※1)</sup>に対して提出された再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者 (計 6 件)		
受付	意見受付日	意見提出者
1	平成 29 年 8 月 8 日	一般社団法人テレコムサービス協会
2	平成 29 年 8 月 8 日	株式会社ケイ・オプティコム
3	平成 29 年 8 月 8 日	株式会社NTTドコモ
4	平成 29 年 8 月 8 日	KDDI 株式会社
5	平成 29 年 8 月 8 日	ソフトバンク株式会社
6	平成 29 年 8 月 8 日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

(※1) 以下、省令案等に係るもの。

<省令案>

- ・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案  
(第 23 条の 9 の 3 及び第 23 条の 9 の 5)
- ・第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案  
(第 4 条第 2 項、第 13 条及び第 16 条)

<告示案>

- ・平成 28 年総務省告示第 107 号 (情報の開示に関する事項を定める件) の一部を改正する告示案

## 再意見書

平成29年8月8日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちよう  
東京都中央区日本橋人形町3-10-2

フローラビル 8階

氏名

いっばんしゃだんほうじん きょうかい  
一般社団法人テレコムサービス協会

かいちょう すずき こういち  
会長 鈴木 幸一

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出いたします。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>【株式会社 NTT ドコモ殿】 (略)</p> <p>「回線管理機能」及び「SIM カード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。</p> <p>仮に、第二種指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるとのことであれば、今後、接続料の解釈が拡大されることのないよう、その対象は「回線管理機能」及び「SIM カード」のみが該当すること、及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」以外の要件について、明確にお示しいただくことを要望します。</p> <p>なお、「回線管理機能」及び「SIM カード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、または MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。</p> <p>(略)</p>	<p>現状において、回線管理機能および SIM カードは、いずれもデータ伝送交換機能のアンバンドルにより MVNO 事業を行うにあたって必須となる機能であり、その料金の適正性・透明性・検証可能性を確保いただくことは非常に重要と考えます。</p> <p>その点、電気通信市場検証会議における算定方法が不明確等の対応方針を踏まえると、当該料金に関し算定方法を含めその適正性を総務省殿にて検証いただける仕組みを設ける制度設計がなされることが望ましいと考えます。</p>
<p>【ソフトバンク株式会社殿】</p> <p>SIM カードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかなです。</p> <p>接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第二種指定電気通信事業者」という。）が取得すべき金額（いわゆる「接続料」）に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではない SIM カードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。</p> <p>仮に、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備以外の料金が接続料規則に定められることとなるのであれば、今後、恣意的な解釈により、第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その範囲を明確に限定していただくことを要望します。</p> <p>なお、SIM カードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係にするガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。</p>	
<p>【KDDI 株式会社殿】</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第 34 条第 3 項第 1 号口の機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しておりますが、電気通信事業法第 34 条第 1 項を踏まえれば回線管理機能や SIM カードはそもそも第二種指定電気通信設備の対象外であるにもかかわらず、これらの設備の取得すべき金額について接続料規則に規定することは、「接続に関し」という文言を拡大解釈するものと懸念しています。</p> <p>仮に回線管理機能や SIM カードの算定方法を第二種指定電気通信設備接続料規則に規定するのであれば、その判断基準を明確にすべきと考えます。</p>	

	再意見
<p><b>【株式会社 NTTドコモ殿】</b></p> <p>本号において規定される料金は、接続事業者の要望に基づき、個別占有的に利用する電気通信設備や通信用ソフトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するものとなります。</p> <p>仮に目安額を公表した場合、接続事業者の予見性向上に資するものとはなり得ず、却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>なお、現在においては、接続事業者からの申込みに対する回答において、必要となる負担額を提示しております。</p> <p>本制度整備は接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、一定の前提条件に基づく目安額を公表する方法ではなく、事前協議等において接続事業者の個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適当と考えます。</p>	<p>網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようとする事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p> <p>MNO各社が示された懸念に対しては、公表いただく見込み額の前提条件や算定根拠等を注記しつつ、見込み額と実額との間で乖離が生じることについて十分な注意喚起を行うことで混乱や誤認の発生を抑止できるものと考えます。</p>
<p><b>【ソフトバンク株式会社殿】</b></p> <p>(略)</p> <p>弊社は他事業者と守秘義務契約を締結後、必要に応じ協議や事前調査申込回答等を通じて他事業者の要望等を確認しつつ、現在接続事業者に提供している機能に関する網改造料見込み額を提示しており、他事業者の予見性の確保に取り組んでいることから、網改造料見込み額を予め開示するまでの必要性はないものと考えます。</p> <p>また、網改造料は他事業者との個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で開発する性質のものでないため、その見込み額を予め開示することは困難であると考えます。このような制約の中、仮に、個別協議等において変動する可能性のある料金に関し、他事業者の要望等を未考慮の見込み額の開示を行ったとしても、実額との乖離が生じる可能性があり、結果的に、他事業者の予見性確保にもつながらないばかりか、却って当該乖離により実負担額が見込み額を上まいった場合に、協議が難航する等の新たな懸念が生じることも否めません。</p> <p>このような問題を回避するためには、第二種指定電気通信事業者が提示する見込み額はあらかじめ多めに要件を見積もった額(金額としては高めの額)を設定せざるを得なくなることも容易に想定され、その場合、当然のことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことから、本制度改正の目的を達成することは困難であると考えます。</p> <p>(略)</p>	
<p><b>【KDDI 株式会社殿】</b></p> <p>網改造費用については、接続事業者の要望をもとに個別に開発する機能に応じて変わりうるものであり、要望を伺わないまま予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p> <p>従って、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示する方が接続事業者の予見性を確保できると考えます。</p>	

# 再意見書

平成29年8月8日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ  
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 別紙

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>【株式会社NTTドコモ殿】</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案に対する意見</p> <p>「回線管理機能」及び「SIM カード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。</p> <p>（略）</p> <p>なお、「回線管理機能」及び「SIM カード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、またはMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。</p>	<p>弊社がMVNO サービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIM カード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、NTTドコモ殿が提案されている電気通信事業法施行規則やガイドライン等に規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p>
<p>【株式会社NTTドコモ殿】</p> <p>平成28年総務省告示第107号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案に対する意見</p> <p>本号において規定される料金は、接続事業者の要望に基づき、個別占有的に利用する電気通信設備や通信用ソフトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及</p>	<p>データ伝送交換機能の利用にあたり必要となる網改造料について、種々の要因により変動があるとしても、算定の前提が明確になっていれば、MVNOは前提の違いから料金の妥当性を検証することができ、MVNOの混乱を招く可能性は低いと考えられます。この点、乖離が生じることに対して注意喚起を行っていただければ、混乱を招く可能性はさらに低下するのではないかと考えます。</p> <p>なお、算定に関する前提としては、多めに要</p>

<p>び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するものとなります。</p> <p>仮に目安額を公表した場合、接続事業者の予見性向上に資するものとはなり得ず、却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p>	<p>件を見積もるのではなく、データ伝送交換機能の利用にあたって最低限必要となる要件もしくはこれまでの実績等から想定される要件によって見積もることが適切と考えます。</p>
<p><b>【KDDI株式会社殿】</b> 電気通信事業法施行規則（（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項））に対する意見</p> <p>総論で述べたとおり、SIMカードについてはその他に代替する方策があり、必ずしも通信を成立させるために不可欠な要素には該当しないと理解しています。加えて、役務利用管理システムもMVNOのサービスによっては必要としない様態も存在し、同様のものと考えます。今回の改正案では、同条第3項第1号ホの「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加されようとしていますが、明確な考え方や基準がないまま規定することは適当ではないと考えます。</p> <p>仮に当該システム等の機能や種類、その費用について電気通信事業法施行規則に規定するのであれば、少なくとも規定する適用範囲や判断基準を明確にすべきであり、各種機能の技術的背景を踏まえた十分な議論が必要と考えます。</p>	<p>「役務利用管理システム」及び「SIMカード」はデータ伝送交換機能の利用において通常必要と考えられるものであり、提供条件の透明性等を確保するための措置として、接続約款記載事項とする本改正省令案は有効と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法施行規則への規定に関して、その適用範囲や判断基準の明確化について検討を行う際には、MVNOに係る課題の中で今後も制度的措置による対応が必要となることも想定され、引き続き迅速かつ弾力的に対応していくことが肝要であると考えますので、その点に十分配慮して検討していただくことを要望します。</p>
<p><b>【KDDI株式会社殿】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則に対する意見</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事</p>	<p>弊社がMVNOサービスを提供するにあたって、「回線管理機能」及び「SIMカード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p>

<p>業法第 34 条第 3 項第 1 号口の機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しておりますが、電気通信事業法第 34 条第 1 項を踏まえれば回線管理機能や SIM カードはそもそも第二種指定電気通信設備の対象外であるにもかかわらず、これらの設備の取得すべき金額について接続料規則に規定することは、「接続に関し」という文言を拡大解釈するものと懸念しています。</p>	
<p>【KDDI 株式会社殿】</p> <p>平成二十八年総務省告示第百七号（情報の開示に関する次項を定める件）の一部を改正する告示案に対する意見</p> <p>網改造費用については、接続事業者の要望をもとに個別に開発する機能に応じて変わらうるものであり、要望を伺わないまま予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p> <p>従って、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示する方が接続事業者の予見性を確保できると考えます。</p>	<p>データ伝送交換機能の利用にあたり必要となる網改造料について、種々の要因により変動があるとしても、算定の前提が明確になっていれば、MVNO は前提の違いから料金の妥当性を検証することができ、MVNO の混乱を招く可能性は低いと考えられます。この点、乖離が生じることに対して注意喚起を行っていただければ、混乱を招く可能性はさらに低下するのではないかと考えます。</p> <p>なお、算定に関する前提としては、多めに要件を見積もるのではなく、データ伝送交換機能の利用にあたって最低限必要となる要件もしくはこれまでの実績等から想定される要件によって見積もることが適切と考えます。</p>
<p>【ソフトバンク株式会社殿】</p> <p>電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案及び第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第 三十一号）の一部改正案に対する意見</p> <p>これら認識が正しい場合、第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項それぞれの要件定義や適用範囲等が不明確であり、例えば、「接続事業者が通常必要とする」事項として今回の改正で新たに施行規則第 23 条の 9 の 5 に追加された役務利用管理システ</p>	<p>「役務利用管理システム」及び「SIM カード」はデータ伝送交換機能の利用において通常必要と考えられるものであり、提供条件の透明性等を確保するための措置として、接続約款記載事項とする本改正省令案は有効と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法施行規則への規定に関して、その適用範囲や判断基準の明確化について検討を行う際には、MVNO に係る課題の中で今後も制度的措置による対応が必要となることも想定され、引き続き迅速かつ弾力的に対応していくことが肝要であると考えますので、その点に十分配慮して検討していただくことを</p>

<p>ムの機能及び料金が将来的に接続料規則の対象となる等、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、今後規定レベルが恣意的に判断されることのないよう、①「接続事業者が通常必要とする」事項、「重要性に鑑みた」事項及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」の定義、②適用範囲及び判断基準等のポリシーそれぞれについて、明確に考え方を示しいただくことを要望します。</p>	<p>要望します。</p>
<p>【ソフトバンク株式会社殿】</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案に対する意見</p> <p>SIMカードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかです。</p> <p>接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第二種指定電気通信事業者」という。）が取得すべき金額（いわゆる「接続料」）に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではないSIMカードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。</p> <p>（略）</p> <p>なお、SIMカードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に</p>	<p>弊社が MVNO サービスを提供するにあたって、「SIM カード」の利用は現時点で必須であることから、第二種指定電気通信設備接続料規則にその料金を定めることは料金の適正性・公平性の観点から有効な措置と考えます。</p> <p>なお、ソフトバンク殿が提案されているガイドラインに規定する方法では、料金の適正性が確保されないおそれがあると考えます。</p>

<p>するガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。</p>	
<p>【ソフトバンク株式会社殿】</p> <p>平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案に対する意見</p> <p>また、網改造料は他事業者との個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で開発する性質のものでないため、その見込み額を予め開示することは困難であると考えます。このような制約の中、仮に、個別協議等において変動する可能性のある料金に関し、他事業者の要望等を未考慮の見込み額の開示を行ったとしても、実額との乖離が生じる可能性があり、結果的に、他事業者の予見性確保にもつながらないばかりか、却って当該乖離により実負担額が見込み額を上まった場合に、協議が難航する等の新たな懸念が生じることも否めません。</p> <p>このような問題を回避するためには、第二種指定電気通信事業者が提示する見込み額はあらかじめ多めに要件を見積もった額（金額としては高めの額）を設定せざるを得なくなることも容易に想定され、その場合、当然のことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことから、本制度改正の目的を達成することは困難です。</p>	<p>データ伝送交換機能の利用にあたり必要となる網改造料について、種々の要因により変動があるとしても、算定的前提が明確になっていれば、MVNO は前提の違いから料金の妥当性を検証することができ、MVNO の混乱を招く可能性は低いと考えられます。この点、乖離が生じることに対して注意喚起を行っていただければ、混乱を招く可能性はさらに低下するのではないかと考えます。</p> <p>なお、算定に関する前提としては、多めに要件を見積もるのではなく、データ伝送交換機能の利用にあたって最低限必要となる要件もしくはこれまでの実績等から想定される要件によって見積もることが適切と考えます。</p>
<p>【一般社団法人テレコムサービス協会殿】</p> <p>「電気通信事業法施行規則の一部改正案及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案」に対する意見</p> <p>いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の透明性・適正性等の確保、接続料およ</p>	<p>提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIM カード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。</p> <p>また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIM カード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定</p>

<p>び卸電気通信役務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するものであり、これによりMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えますので、本案に賛同いたします。</p>	<p>めることとする改正案も有効であると考えます。</p> <p>以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p>
<p>【一般社団法人テレコムサービス協会殿】</p> <p>「平成28年総務省告示第107号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案」に対する意見</p> <p>第二種指定設備設置事業者による情報開示は、MVNOにおける事業運営にとって非常に重要でありますので、今回示された各事項について第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加する本案に賛同いたします。</p> <p>特に、第2条第6号に新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようという事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p>	<p>第二種指定設備設置事業者による情報開示は、弊社の事業運営においても非常に重要であることから、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加することは大変意義があるものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「告示案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p>また、第2条第6号に規定された新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規事業者等の予見性を高める観点から望ましいものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「網改造料等に関する見込み額の公表が望ましい」という意見に賛同いたします。</p>

以上

再意見書

平成29年8月8日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 吉澤 和弘

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>【提出された意見の提出者】 株式会社ケイ・オプティコム</p> <p>【該当箇所】 「平成 28 年総務省告示第 107 号第二条第六号(見込みの額に関する情報)」については、見込みの額と実際の額との乖離に対する懸念はあるものの、新規参入する事業者にとっては予見性の観点で有用な情報と考えられ、既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるものと考えます。そのため、見込みの額の算定に関する前提を明確にするなどして、乖離額が生じることへの配慮を行った上、公表することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証していくことも有効であると考えます。</p> <p>【提出された意見の提出者】 一般社団法人テレコムサービス協会</p> <p>【該当箇所】 特に、第2条第6号に新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようという事業者等の予見可能性を高め、多様な MVNO の出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p>	<p>本改正案では、改正概要に記載の通り、「第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNO の接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないもの見込み額」について、情報開示の対象とされているところ、データ伝送交換機能の接続にあたり、利用が必須であって、かつ提供実績のある機能に係る見込み額がそれに該当するものと認識しております。</p> <p>当該見込み額は、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び案分事業者数等によって負担額が変動するものであることから、その公表が新規参入する MVNO 事業者にとって予見性向上に資するものとはなり得ず、実際の額との乖離が生じた場合に却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>また、本制度整備は MVNO 事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、既存の MVNO 事業者においても、今後追加される新機能については、一定の前提条件に基づく見込み額を公表する方法ではなく、事前協議等において事業者ごとの個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適当と考えます。</p>

以上

再意見書

平成 29 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案  
第 2 条第 1 項第 6 号

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>(略)</p> <p>また、「平成 28 年総務省告示第 107 号第二条第六号（見込みの額に関する情報）」については、見込みの額と実際の額との乖離に対する懸念はあるものの、新規参入する事業者にとっては予見性の観点で有用な情報と考えられ、既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるものと考えます。そのため、見込みの額の算定に関する前提を明確にするなどして、乖離額が生じることへの配慮を行った上、公表することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証していくことも有効であると考えます。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>株式会社 NTT ドコモ（以下、「NTT ドコモ」と言う）、ソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」と言う）の意見のとおり、網改造費用は接続事業者の要望に基づいて仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で適用できるものではないため、予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p> <p>本改正が接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示する方が望ましいと考えます。</p> <p>また、株式会社ケイ・オプティコム（以下、「ケイ・オプティコム」と言う）の意見において、「既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるもの」と主張されておりますが、本改正案の趣旨は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」と言う）で定める機能の接続に当たって利用する必要がある機能に係る取得すべき金額が対象であり、今後追加される新機能についての見込み額の公表を求められているものではないと考えます。</p>
<p>本号において規定される料金は、接続事業者の要望に基づき、個別占有的に利用する電気通信設備や通信ソフトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するものとなります。</p> <p>仮に目安額を公表した場合、接続事業者の予見性向上に資するものとはなり得ず、却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>なお、現在においては、接続事業者からの申込みに対する回答において、必要となる負担額を提示しております。</p> <p>本制度整備は接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、一定の前提条件に基づく目安額を公表する方法ではなく、事前協議等において接続事業者の個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適当と考えます。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	

(略)

弊社は他事業者と守秘義務契約を締結後、必要に応じ協議や事前調査申込回答等を通じて他事業者の要望等を確認しつつ、現在接続事業者に提供している機能に関する網改造料見込み額を提示しており、他事業者の予見性の確保に取り組んでいることから、網改造料見込み額を予め開示するまでの必要性はないものと考えます。

また、網改造料は他事業者との個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で開発する性質のものではないため、その見込み額を予め開示することは困難であると考えます。このような制約の中、仮に、個別協議等において変動する可能性のある料金に関し、他事業者の要望等を未考慮の見込み額の開示を行ったとしても、実額との乖離が生じる可能性があり、結果的に、他事業者の予見性確保にも繋がらないばかりか、却って当該乖離により実負担額が見込み額を上まいった場合に、協議が難航する等の新たな懸念が生じることも否めません。

このような問題を回避するためには、第二種指定電気通信事業者が提示する見込み額はあらかじめ多めに要件を見積もった額（金額としては高めの額）を設定せざるを得なくなることも容易に想定され、その場合、当然のことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことから、本制度改正の目的を達成することは困難であると考えます。

(略)

【ソフトバンク株式会社】

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第4条第2項  
電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の9の5

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」という）は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額に関して、電気通信事業法第34条第3項第1号ロの機能、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項」を定めるものと認識しております。</p> <p>「回線管理機能」及び「SIMカード」は、第二種指定電気通信設備に該当しないにも関わらず、改正概要に記載のとおり、「データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素」である点のみをもって、あたかもアンバンドル機能であるデータ伝送交換機能の一部として取り扱い、当該料金を接続料規則に定めることは、接続料の解釈を拡大させるものと懸念しております。</p> <p>仮に、第二種指定電気通信設備以外の料金を接続料規則に定めるとのことであれば、今後、接続料の解釈が拡大されることのないよう、その対象は「回線管理機能」及び「SIMカード」のみが該当すること、及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」以外の要件について、明確にお示しいただくことを要望します。</p> <p>なお、「回線管理機能」及び「SIMカード」に係る料金の算定方法の適正性・公平性の向上を図る目的を踏まえれば、電気通信事業法施行規則、またはMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン等に規定する方法もあると考えます。</p> <p>加えて、「SIMカード」については、今後、ソフトSIM等の物理的な媒体を必要としない形態が想定される中、イノベーション促進の観点を踏まえれば、現在提供しているSIMカードのみが該当するものと認識しております。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>NTTドコモ、ソフトバンクの意見のとおり、接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して算定方法等を定めるものと理解しています。従って、第二種指定電気通信設備に該当しない「回線管理機能」及び「SIMカード」の料金について接続料規則に定めるのであれば、今後、恣意的な解釈により第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その対象範囲や要件を明確にすべきと考えます。</p>

本改正省令案においては、下記の考えに沿って、規定がなされているものと認識しています。

- 第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項を満たす要件として、電気通信事業法施行規則(以下、「施行規則」という。)第23条の9の5では「接続事業者が通常必要とする」事項及び「重要性に鑑みた」事項を規定
- 上記のうち、「通信を成立させるために不可欠な構成要素」については、第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」という。)上に新たに規定

これら認識が正しい場合、第二種電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項それぞれの要件定義や適用範囲等が不明確であり、例えば、「接続事業者が通常必要とする」事項として今回の改正で新たに施行規則第23条の9の5に追加された役務利用管理システムの機能及び料金が将来的に接続料規則の対象となる等、恣意的に各要件の適用範囲が拡大することが懸念されます。

以上のことから、今後規定レベルが恣意的に判断されることのないよう、①「接続事業者が通常必要とする」事項、「重要性に鑑みた」事項及び「通信を成立させるために不可欠な構成要素」の定義、②適用範囲及び判断基準等のポリシーそれぞれについて、明確に考え方をお示しいただくことを要望します。

【ソフトバンク株式会社】

SIMカードは電気通信事業法における電気通信設備及び電気通信回線設備ではなく、契約者を特定するための情報を記録した「電磁的記録媒体」であることから、そもそも第二種指定電気通信設備には該当しないことは明らかです。

接続料規則は、第二種指定電気通信設備との接続に関し第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第二種指定電気通信事業者」という。）が取得すべき金額(いわゆる「接続料」)に関し算定方法等を定めるものであり、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備ではないSIMカードの提供に係る料金を接続料規則に定めることは適当でないと考えます。

仮に、「通信を成立させるために不可欠な」ことを理由に第二種指定電気通信設備以外の料金が接続料規則に定められることとなるのであれば、今後、恣意的な解釈により、第二種指定電気通信設備に該当しない料金が接続料規則に定められることのないよう、その範囲を明確に限定していただくことを要望します。

なお、SIMカードの提供に係る料金の算定方法を明確にすることが目的であれば、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係にするガイドライン」に規定する等で十分に満たされるものと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

以上

## 再意見書

平成 29 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー みやうち けん  
代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案」(以下、「本改正省令案」といいます)について再意見提出の機会を設けていただきましたこと、御礼申し上げます。

以下の弊社意見について、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>【提出者】 株式会社ケイ・オプティコム</p> <p>【該当箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号 (情報の開示に関する事項を定める件)の一部 を改正する告示案に関する以下意見</p> <p>第二種指定設備設置事業者に対して、本告示案で示された事項の情報開示義務を課すことは、第二種指定設備設置事業者と MVNO 間の情報の非対称性を軽減する取り組みであり、本告示案に賛同いたします。この措置に加えて、第二種指定設備設置事業者が本告示に則って適切に情報開示を行っていることについて、総務省殿において適時確認いただくよう要望します。</p> <p>また、「平成 28 年総務省告示第 107 号第二条第六号(見込みの額に関する情報)」については、見込みの額と実際の額との乖離に対する懸念はあるものの、新規参入する事業者にとっては予見性の観点で有用な情報と考えら</p>	<p>【弊社意見】</p> <p>第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用(以下、「網改造料」という。)は、他事業者との個別協議により仕様等を確定した上での開発により発生する費用であることから、見込み額として全ての事業者に一律同条件を前提とした画一的な金額を開示することは、そのような費用の性質から馴染まないものと考えます。</p> <p>しかしながら、他事業者の予見性確保のために、網改造料の見込み額を予め開示することが有効と判断し義務化されるのであれば、開示の条件として以下を許容していただきたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ある程度提供実績のある機能に限ること(提供実績の乏しい既存機能や、今後追加される新機能の見込み額開示は不可)</li> <li>②先述のとおり網改造料は個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であることから、他事業者の請求内容により、見込み額と実負担額に乖離が生じることは避けられないこと</li> <li>③「見込みの額の算定に関する前提」については、予めの開示は不可であること(通常は一般に開示せず、NDA 締結の上個別に開示する情報(設備の設置場所やスペック等、弊社ネットワークに係る詳細情報等)が含まれる場合があるため)</li> </ol> <p>また、「必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証」とありますが、先述のとおり見込み額と実負担額の乖離発生は費用の性質上やむを得ないものである以上、このような検証の有効性はなく、実施の必要性はないものと考えます。</p>

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>れ、既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるものと考えます。そのため、見込みの額の算定に関する前提を明確にするなどして、乖離額が生じることへの配慮を行った上、公表することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証していくことも有効であると考えます。</p>	

以上

## 意見書

平成 29 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 140-0002

住 所 とうきょうとしながわくひがししながわ 東京都品川区東品川 4-12-3

氏 名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 ととき ひろき 十時 裕樹

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

項目	該当箇所	意見
総論	<p>また、意見募集対象となっております省令等の改正内容につきましては、いずれも MVNO における円滑な事業運営、MVNO 市場の健全な発展に資するものであり、ひいてはモバイル市場全体の公正競争環境の向上に寄与するものと考えますので、賛同いたします。</p> <p>(一般社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>MVNO の新規参入の促進と更なる普及発展のため、移動系通信市場における公正競争環境の向上に本改正内容は資するものと考えます。</p> <p>なお、MNO グループ企業にて展開しているいわゆるサブブランドサービスの市場シェアがMNOシェアと一体になっている等、サブブランドの認知度の高さと対象的にその事業規模が不透明な状況であると思われま。総務省殿においては公正競争を阻害しないよう、引き続き迅速かつ確実に取り組んでいただくことを要望いたします。</p>
平成 28 年総務省告示第 107 号(情報の開示に関する事項を定める件)の一部を改正する告示案	<p>第二種指定設備設置事業者による情報開示は、MVNO における事業運営にとって非常に重要でありますので、今回示された各事項について第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加する本案に賛同いたします。</p> <p>特に、第 2 条第 6 号に新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようとする事業者等の予見可能性を高め、多様な MVNO の出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、</p>	<p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>特に直接サービス提供している立場の MVNO にとって、MNO 網における障害情報の通知、また、業務システム等の情報については、MVNO にとっての仕様検討、および開発期間に大きく資すると考えられます。</p>

	<p>望ましいと考えます。 (一般社団法人テレコムサービス協会)</p>	
--	--	--